

○内閣府告示第二百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田市
- 二 構造改革特別区域の名称 秋田市地域密着共生型福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 秋田市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指
定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

○内閣府告示第二百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百九十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 ビジネス人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）

○内閣府告示第二百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学

校設置会社による学校設置事業（八一六）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）

○内閣府告示第二百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第四十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年六月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 二 構造改革特別区域の名称 ながさき有害鳥獣被害防止特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市及び西海市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、東彼杵郡東彼杵町、北松浦郡小値賀町並びに南松浦郡新上五島町の全域並びに佐世保市の区域の一部（黒島町地区・高島町地区・宇久町地区・江迎町地区・鹿町町地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 有

害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）